

令和5年1月27日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 木山 幸介
電話	06-6489-6177

公用スマートフォン紛失事案に係る職員に対する処分（措置）について

1 被処分（措置）者及び処分（措置）内容

- (1) 総合政策局 書記
減給1月（10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）
- (2) 総合政策局 所長
所属局長口頭厳重注意（尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱）
- (3) 総合政策局 課長
所属局長口頭厳重注意（尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱）

2 処分日

令和5年1月25日

3 処分（措置）の概要

被処分者は、公用スマートフォンを紛失した後、事実と異なる報告を行うとともに重要な事実を報告しなかったことで、市として事実と異なる内容を公表することとなり、市政全体への信用を著しく損なう事態となった。また被処分者の一連の行動により、公用スマートフォン紛失後の対応が遅れ、情報漏洩のリスクを高めることになった。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

また、被措置者については、部下である職員の公用スマートフォンへの管理意識を十分に醸成していたとは言えず、管理監督者としてその職務上の注意義務を十分に果たしていたとは言えないことから、尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱に基づく口頭厳重注意を行った。

以 上